

事 務 連 絡
令和元年6月6日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部局 御中

厚生労働省医政局総務課
医療経営支援課

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に関する
周知について（依頼）

日頃より、医療行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、平成30年8月30日付けで法務省民事局参事官室から厚生労働省大臣官
房宛て周知依頼がありました。

下記のとおり、医療機関にも影響が及び得るものであることから、貴管内の医療機関へ
情報提供いただくなど周知に御協力賜りますようお願いいたします。

記

【主な改正内容】

民法の改正により、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約
であって保証人が法人でないもの（個人根保証契約）は、極度額を定めなければその
効力を生じないものとされます。これは、保証人が予想を超える過大な責任を負うこ
とがないようにするための改正であり、令和2年4月1日以降に締結される個人根保
証契約に適用されます。

※ 極度額は確定額を記載する必要がありますが、その水準について法律上の規定は
なく、原則として当事者間で決定することができます。

【医療機関への影響】

医療機関に患者が入院する場合等に、入院契約に基づいて患者が負うことになる入院
料その他の債務を主債務として、患者の親族等と医療機関の間で保証契約が締結される
ことがあります。

この場合、例えば入院の際の費用について包括的に保証した場合等、主債務の定め方
によっては、個人根保証契約に該当することとなる場合がありますので、必要に応じ、
保証契約書のひな形の改訂等の対応をお願いいたします。

なお、改正法の内容について御質問がある場合には、法務省民事局参事官室（代表番号 03-3580-4111）までお問い合わせください。

【資料】

（別紙）民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行に関する周知について（依頼）

（参考）改正民法パンフレット